

品川区予防接種費用助成要綱

制定	平成20年11月10日	要綱第134号
改正	平成22年6月17日	要綱第89号
改正	平成25年4月1日	要綱第83号
改正	平成26年10月1日	要綱第102号
改正	平成28年10月1日	要綱第228号
改正	令和4年10月1日	要綱第216号

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条に基づく定期予防接種のうちA類疾病およびB類疾病の予防接種を受けて負担した実費の助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 助成の対象者は、品川区内に住所を有する者で、23区外で予防接種を受け、実費を負担した者とする。ただし「予防接種依頼書」を発行した場合に限る。

- 2 B類疾病の場合を除き、予診のみの場合も助成の対象とする。
- 3 喘息、アレルギー等の疾患により主治医の監督が必要等特別な事情がある場合は23区内の委託医療機関以外での予防接種についても助成の対象とする。

(助成額)

第3条 予防接種に要した実費を助成する。ただし、接種日の属する年度に品川区が実施する予防接種の委託単価を限度額とし、事務費を除いた額とする。

(助成申請)

第4条 第2条の規定のうち、A類疾病予防接種の区分で助成金の支給を受けようとする者は、①医療機関の発行する領収書、②予防接種済み予診票または予防接種の記録のある母子健康手帳もしくは定期予防接種確認書（別記第1号様式3）、および③品川区予防接種費用助成申請書（別記第1号様式1-1・1-2・1-2-2・1-2-3）により区長に申請しなければならない。

- 2 第2条の規定のうち、B類疾病予防接種の区分で助成金の支給を受けようとする者は、①医療機関の発行する領収書、②予防接種済み予診票または予防接種記録票もしくは定期予防接種確認書（別記第1号様式3）、および④品川区予防接種費（高齢者）助成申請書（別記第1号様式2-1・2-2）により区長に申請

しなければならない。

(助成申請の期限)

第5条 助成を受けようとする者は、予防接種を受けた日から1年以内に第4条の申請をしなければならない。

(助成の審査および結果の決定)

第6条 区長は、第4条の規定により申請を受け、助成金支給を決定した場合は、支給額を確定して、品川区予防接種費助成金支給決定通知書(第2号様式)により申請者に通知をする。

2 助成金を支給しない場合は、品川区予防接種費助成金不支給決定通知書(第3号様式)により通知する。

(助成金の支払い)

第7条 区長は、第6条の規定による審査の結果、助成することを決定した場合は、速やかに助成する額を支払うものとする。

(助成金の返還)

第8条 区長は、受給者が偽りその他不正の行為により接種費用の助成を受けたと認められたとき、または支払い後に過誤額が確認されたときは、交付された助成金の全部または一部を返還させることができる。

(臨時の予防接種)

第9条 A 類疾病について予防接種法第6条による臨時の予防接種を実施した場合もこの要綱を準用する。

付則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付則

平成22年6月17日第2条、第4条、第5条改正

付則

平成25年4月1日 第1条、第2条、第4条、第9条改正

第1号様式1-2-2追加

付則

平成26年10月1日 第1号様式1-2-2、2-2追加

付則

平成28年10月1日 第1号様式1-2-2追加

付則

令和4年10月1日 第1号様式1-1・1-2・1-2-2・1-2-3・2-1・2

-2改正